

## 「はこだて健幸アプリ～H a k o b i t～」普及・啓発事業に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、アプリを活用した無理なく自然に健康な行動を取ることができるような環境整備のため、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドライン第5条第1項第2号に規定する「はこだて健幸アプリ～H a k o b i t～」(以下「H a k o b i t」という。)普及・啓発事業の実施に必要な事務手続きや、審査基準について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、はこだて健幸プロジェクト活用ガイドラインの例によるものとする。

### (協賛品および協賛金の提供)

第3条 事業パートナーは、本事業の利用者への景品として、協賛品および景品の原資となる協賛金の提供を希望する場合、H a k o b i t 協賛申込書(別記第1号様式)により申し出ることができる。

2 代表は、前項の申込があった場合、当該申込内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、採用しないものとする。

- (1) 本アプリの健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのあるもの
- (2) 法令、公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するもの
- (4) その他、代表が本事業の趣旨にそぐわないと判断したもの

3 事業パートナーは、協賛内容に変更があるときは、H a k o b i t 協賛内容変更届出書(別記第2号様式)により代表に届け出なければならない。

4 事業パートナーは、協賛の辞退を希望するときは、H a k o b i t 協賛辞退届出書(別記第3号様式)により代表に届け出なければならない。

5 代表は、採用された協賛品等をWebページ「はこだて健康ナビ」において、掲載する。

6 プレゼントの発送に要する費用は、事業パートナーの負担とする。

### (事業パートナー情報の掲載)

第4条 前条第1項の申出が採用された事業パートナーは、Webページ「はこだて健康ナビ」において、当該企業・団体の情報を掲載することができる。

2 事業パートナー情報の掲載を希望する場合、H a k o b i t 協賛事業パートナー情報掲載シート(別記第4号様式)により申し出ることができる。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 選挙に関するもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 意見広告
- (7) 個人または法人の名刺広告
- (8) 景観および風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、掲載する情報として不相当であると認められるもの

(スタンプラリーコース作成)

第5条 事業パートナーは、アプリ機能であるスタンプラリーコースの作成を希望する場合、H a k o b i tスタンプラリーコース作成申請書（別記第5号様式）により申し出ることができる。

2 代表は、前項の申請があった場合には、当該申請に係る内容が、次項の基準に適合するかどうかを審査のうえ、速やかに承認の可否を決定するものとする。

3 スタンプラリーコースに使用する画像およびチェックポイントについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認をしないものとする。

- (1) 許可なく他人の著作物、企業名、商品名、商標等を使用すること
- (2) 人物、家屋（個人住宅・アパート・マンション等）等、個人が特定できるもの
- (3) 函館市外に設定していること
- (4) 安全に歩行できない箇所
- (5) 著しく電波状況が悪い箇所
- (6) 私用地や立入禁止区域のほか、撮影が禁じられている箇所
- (7) 有料施設内など、チェックポイントの設定箇所が作成者または第三者の利益につながるもの
- (8) その他、記載内容については、前条第2項の規定に準ずることとする。

4 代表は、承認をすることと決定したときは、H a k o b i tスタンプラリーコース作成承認決定通知書（別記第6号様式）により通知する。

5 代表は、承認をしないことと決定したときは、H a k o b i tスタンプラリーコース作成不承認通知書（別記第7号様式）により通知する。

6 スタンプラリーコースに使用する画像、文章はH a k o b i tおよびWebページ「はこだて健康ナビ」、各種SNS等に利用できることとし、事務局は、当該コースが事業パートナーの作成であることを表示する。

- 7 作成に要する費用は、事業パートナーの負担とする。
- 8 事業パートナーは、作成内容に変更があるときは、H a k o b i t スタンプラリーコース作成内容変更届出書（別記第8号様式）により代表に届け出なければならない。
- 9 事業パートナーは、作成および公開の中止を希望するときは、H a k o b i t スタンプラリーコース作成中止届出書（別記第9号様式）により代表に届出なければならない。
- 10 代表は、事業パートナーが第3項に定める審査基準に該当することが判明した場合、承認を取り消し、H a k o b i t スタンプラリーコース作成承認取消通知書（別記第10号様式）により通知する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に第3条の規定による協賛の実績がある者は、事業パートナーの登録に関する要綱第3条から第6条第1項の規定による手続きがなされたものとみなす。